

秋田における弁護士刺殺事件に関する会長声明

平成22年11月4日未明、津谷裕貴弁護士が担当した離婚事件の相手方当事者（以下、「被疑者」という。）に刃物で刺殺される事件が発生した。津谷弁護士は、秋田弁護士会会長、日本弁護士連合会理事を歴任し、事件当時は日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員長として消費者問題に中心的な役割を果たしていた重要な人材である。

津谷弁護士は、けん銃や刃物、火薬の入ったチョッキ等を所持して津谷弁護士宅に押しかけた被疑者からけん銃を奪い取ったところに、通報により駆けつけた警察官2名が、けん銃を所持していた同弁護士を犯人と誤認して取り押さえられ、その隙に刃物を取り出した被疑者に刺殺されたもので、警察官2名は、津谷弁護士の妻から「男が夫を殺すといって自宅に押しかけている」との通報を受けていながら現場に臨場する際に、警察庁通達（平成22年8月31日付）の趣旨に反して対刃防護衣等を着用せず、また、携行を義務づけられている警棒も所持していなかったことが明らかとなった。現に被害を受けている被害者からの緊急通報を受けて駆けつけた警察官が現場に居ながら死亡事件に至っており、事件を防止できなかった経緯や警察官の初期対応について十分な検証を行う必要がある。本件事件の検証は、秋田県警察本部及び所轄警察署において行うだけでは不十分であり、警察庁及び国家公安委員会の適切な指揮のもとによる徹底的な検証を求めるとともに、早急に再発防止策を全国各警察署に徹底実施されるよう要請する。

愛媛弁護士会は、津谷裕貴弁護士のご冥福を祈り、ご遺族に対して心から哀悼の意を表するとともに、暴力的な手段による弁護士活動への妨害行為に決して怯むことなく、断固たる決意をもって社会正義の実現と人権擁護を旨とする弁護士の使命を貫徹していく決意であることをここに表明する。

2010年（平成22年）11月18日

愛媛弁護士会

会長 菊池 潤